

## 大分県庁舎等清掃業務委託に係る低入札価格調査制度事務処理要領

### 1 目的

この要領は、大分県が発注する県庁舎等清掃業務委託の競争入札において実施する低入札価格調査制度に関して、大分県契約事務規則（昭和39年3月31日大分県規則第22号）第23条の2に規定する最低価格の入札者を落札者とし不在の場合の事務手続（以下「低入札価格調査制度」という。）を定める。

### 2 適用の対象

県庁舎等の清掃業務（他の業務を併せて発注する場合を含む。）について委託契約を締結しようとする場合であって、競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用対象となる委託契約を締結しようとするときにおいて適用する。

### 3 調査基準価格の設定

- (1) 低入札調査基準価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）は、本県における最低賃金額等を考慮して別に定める。
- (2) 低入札調査基準価格は、予定価格調書に記載するものとする。

### 4 入札参加者への周知

入札執行者は、入札公告及び入札説明書において次の事項を記載し、入札参加者へ周知するものとする。

- (1) 低入札調査基準価格が設定されていること。
- (2) 低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならないこと。
- (3) 低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日、大分県庁舎等清掃業務委託に係る低入札価格調査制度事務処理要領に規定する調査を行い落札者を決定すること。
- (4) 低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、事情聴取等の調査に協力すること。

### 5 入札の執行

入札の結果、低入札調査基準価格を下回る入札を行った者（以下「低入札価格入札者」という。）がある場合は、落札者の決定を保留し、後日、この要領に規定する調査を行い落札者を決定する旨を入札参加者に告知して、入札を終了する。

なお、低入札価格入札者のうち最低価格入札者が複数の場合は、くじ引きにより低入札価格調査を行う調査順位を決定するものとする。

### 6 資料の提出

- (1) 入札執行者は、低入札価格入札者のうち最低価格で入札した者（以下「低入札調査対象者」という。）に対して、別に定める資料（以下「資料」という。）の提出を求めるものとする。
- (2) 低入札調査対象者は、(1)の規定により資料の提出を求める旨の通知を発送した日の翌日から起算して7日以内に(1)に規定する資料を提出しなければならない。
- (3) 資料については、提出期限後における差替え及び再提出は認めないものとする。  
ただし、資料及び聴取りの内容により、入札執行者が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な書類を提出すべきこと等の教示を行った場合は、この限りでない。

### 7 調査の実施

- (1) 入札執行者は、低入札調査対象者が行った入札価格によって、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、次に掲げる内容により調査を行う。

- ① その価格で入札した理由及び積算内訳書
  - ② 業務員の確保見通し
  - ③ 清掃器具の確保見通し
  - ④ 契約、履行実績
  - ⑤ その他必要な事項
- (2) 入札執行者は、必要に応じて聴取りにより調査を実施することができる。この場合において低入札調査対象者は、調査に協力しなければならない。

## 8 低入札価格調査委員会

- (1) 入札執行者は、低入札価格入札者の落札の適否について適正な審査を行うため、必要に応じて関係課長等を委員として構成する低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。
- (2) 委員会は、調査結果に基づき、合議制により審査を行い、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて総合的に判断するものとする。  
なお、必要に応じて委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

## 9 調査による判断指針（失格基準）

次の各号のいずれかに該当するときは、委員会において審議し、原則として落札者とし  
ない。

- (1) 低入札調査対象者が調査に応じないとき、もしくは指定の期日までに資料の全部又は一部の提出をしないとき。
- (2) 必要な資格を有する作業責任者を常時配置することが困難と認められるとき。
- (3) 低入札調査対象者に契約締結の意思がないことを確認したとき。
- (4) 入札金額の積算において、清掃作業員の賃金が大分県の最低賃金を下回っていたとき。
- (5) 入札金額の積算において、県の示した清掃の種類、範囲、回数等の仕様を満たしていないと認められるとき。
- (6) 入札金額の積算において、県が示した清掃作業員の人数を満たしておらず、又は正当な理由を示さないとき。
- (7) 清掃業務費内訳書の積算に大きな違算があり、入札金額での契約の履行が困難と認められるとき。
- (8) 明らかに採算割れの受注になっていると認められるとき。
- (9) 業務計画等において清掃の手段や手法、工程管理の明記など、業務計画の見通しがなく、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
- (10) 品質確保体制において、履行後の清掃評価（自己検査）や清掃作業員等に対する適正な研修指導体制の計画がないなど、適正な契約の履行に支障があると認められるとき。
- (11) その他契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

## 10 落札者の決定

- (1) 入札執行者は、委員会の審査結果に基づき、低入札調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、当該者を落札者とし、直ちにその旨を入札者全員に通知するものとする。
- (2) 入札執行者は、委員会の審査結果に基づき、低入札調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定し、直ちにその旨を入札者全員に通知するものとする。  
なお、次順位者が、低入札調査基準価格に満たない入札者であった場合には、6以降と同様の手続による。

## 附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。